

阿賀野市条例第20号

阿賀野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び阿賀野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(阿賀野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 阿賀野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿賀野市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第9号」を「第19条第11号」に改める。

(阿賀野市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 阿賀野市個人情報保護条例(平成17年阿賀野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。